

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 新たに拡張した駐車場にも、アイドリング・ストップの看板を設置してください。

(2) 荷捌き施設に屋根を設ける場合は、建築確認申請が必要となります。

(3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物許可申請を行ってください。

(4) 市道千二十五号線に面した出入口と市道三万五百五十五号線の出入口部が近接するため、市道利用と出入口利用が重なることから、追加出入口に通整理員を設置してください。また、追加出入口は出口専用とすることを検討してください。

(5) 申請場所は、市立東小学校に隣接し、市立東中学校も近接しており、登下校時には多くの児童・生徒が通行していることから、児童生徒の安全確保の徹底を図るとともに、小・中学校や地元住民への丁寧な説明をお願いします。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター